

居宅介護支援 重要事項説明書

令和 8 年 6 月 1 日付

1. 事業者概要

事業者(法人)名	地域医療福祉支援サービス株式会社		法人種別	株式会社
代表者	役職	代表取締役	氏名	石澤 利章
所在地	270-2253 千葉県松戸市日暮 6 丁目 32 番地 シーバード I 101 号室			
電話番号	047-710-6722			
法人の沿革	平成 2 9 年 4 月 2 0 日設立			

事業所の概要

事業所の名称	ケアンド松戸居宅介護支援センター		
所在地	〒270-2253 千葉県松戸市日暮 6 丁目 32 番地 シーバード I 101 号室		
電話番号	047-710-6722	FAX	047-710-6723
事業所番号	1271208074	指定取得日	平成 3 0 年 3 月 1 日
管理者	笹岡 玲子		
利用の対象	要介護認定申請中・要介護(要支援)認定者		
事業の実施地域	松戸市・市川市・柏市・鎌ヶ谷市・船橋市・流山市・葛飾区・江戸川区・三郷市		
事業の目的	地域医療福祉支援サービス株式会社が開設する指定居宅支援の事業所は、適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員(以下「介護支援専門員」という)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。		
運営の方針	・事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、利用者の立場に立って援助を行う。 ・事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。 ・事業の実施にあたっては関係市町村長、地域の保健・医療・福祉サービス並びに居宅サービス事業者・地域包括支援センターとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。		
自己評価の実施状況	実施あり		
第三者評価実施状況	実施無し		
研修の実施情報	事業計画に基づき実施		

3. 事業所の体制

職種	資格	常勤	非常勤	兼務状況
管理者	介護支援専門員	1名	0名	介護支援専門員兼務
介護支援専門員	介護支援専門員	1名以上	0名	

【業務内容】

管理者：本事業所の従業員及び業務の管理を一元的に行うものとし、従業員に運営基準を厳守させる為の必要な指揮命令を行います。

介護支援専門員：お客様の相談を受け、心身の状況に応じた適切な居宅サービス計画を作成すると共に施設サービスを利用できるよう市区町村、居宅サービス事業者及び介護保険施設等との連絡調整を行います。

4. 事業の実施地域

実施地域	松戸市・市川市・柏市・鎌ヶ谷市・船橋市・流山市・葛飾区・江戸川区・三郷市
------	--------------------------------------

5. 営業日時

営業日	営業時間	年末年始(12/30～1/3)休日の緊急連絡先方法		
月曜日～金曜日	9:00～18:00	ケアンド松戸居宅介護支援センター	電話	047-710-6722

※但し、お客様の状況により休日であってもサービスの提供を行う場合があります。

6. 居宅介護支援の流れ

居宅介護支援提供の統一した流れは以下のとおりです。

相談受付	地域包括センター、病院等の医療機関、利用者又はそのご家族から来所又は電話により、居宅介護支援サービスの利用の受付来所又は電話等による聞き取りから介護保険利用の相談を受付
訪問調整	自宅に訪問し、介護保険の説明を行うための日程調整
介護保険制度の説明	介護保険制度の利用の説明、各事業の説明と実施出来ない内容の理解、要介護による介護の制限、他制度との併用時の優先、要支援・要介護の目的の違いの説明
ケアマネ決定	ケアマネジャーの利用の有無、担当ケアマネジャーの決定と業務の説明
受給資格の確認	利用者の被保険者証にて、利用者の被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間の確認
契約等	サービス提供に際しては、あらかじめ利用申込書もしくはその家族に対し、運営規定の概要などを記した重要事項文章を交付し、説明を行い、利用者の同意を得た上で契約を締結

アセスメント	介護保険を利用するに至った経緯の聴取、介護保険制度の利用によって改善したい課題の聴取(主訴聴取)、介護保険証内容、家族構成、経済状況、他の制度の利用の有無の内容、緊急連絡、既往歴、生活歴、通院する医療機関、現在の服薬内容、住宅環境の調査、フェースシート作成
心身機能評価	日常生活動作の評価、日常生活周辺の動作の評価、認知機能その他の評価
居宅サービス計画の作成・確定	心身機能評価の要約、課題抽出、居宅サービス計画の作成、介護利用点数の把握、作成した居宅サービス計画の承諾
情報の入手	施設から退所、病院からの退院に向けて居宅介護の情報入手
事業者調整	計画に適正な事業者の選定、サービスの利用実施について契約確認等の調整
サービス担当国会議	関係する事業者と利用者並びにその家族で会議を実施 利用者又はその家族の同意がある場合、サービス担当国会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等(オンラインツール)を活用して行うことができるものとする。その際、個人情報の適切な取り扱いに留意する。
サービスの提供	各事業者の援助開始
モニタリング	毎月1回以上(要件を満たしている場合は2か月に一回)訪問し、心身の状況の観察・把握、各事業者の計画遂行状況、対応する支援内容の適正化の把握
再計画の作成	モニタリングにより心身の状態変化、または、前回計画期間が終了する場合の再計画の作成
給付管理	毎月月末に利用した援助内容に対し適正な点数を確認、翌月10日までに国民健康保険団体連合会に提出
行政手続等	心身の著しい機能変化により介護度を変更する場合の申請、認定更新のための申請、介護保険制度による福祉用具、住宅改修等の補助の申請
施設の紹介	介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の施設紹介
介護予防利用	要支援の利用者は管轄する地域包括支援センターの委託により連携をもって実施

7. 訪問頻度の目安

毎月1回以上訪問します。(要件を満たしている場合は2か月に一回)

8. 身分証明書の携行

介護支援専門員及びサービス提供者は身分証明書を携行し、初回訪問時及び、利用者又はその家族から求められたときは提示を行います。

9. 事故発生時及び緊急対応・連絡

- (1) 利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、利用者ご家族等に連絡を行うと共に必要な措置を講じ、自己状態及び事故に際してとった処置について記録します。
- (2) 訪問した時に利用者が緊急を要するような状態、怪我をしており医療機関に搬送しなければならないときは、ご家族への連絡前に緊急対応し、その後にご家族へ連絡いたします。

(3) 高齢者虐待防止法に掲げる、虐待又は虐待の恐れがあると判断したときは、利用者の管轄する地域包括支援センターに連絡します。

利用者の人権擁護、虐待の防止等の観点から、虐待発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めます。

担当者：笹岡 玲子

10. 居宅介護支援の解約について

(1) 利用者の都合でサービスを終了する場合

要介護から要支援に介護度が変わった場合、また、要介護に変更したときは、新たに契約することになります。

(2) 当事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1カ月前までに文章で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

(3) 自動終了：以下の場合、自動的にサービスを終了いたします

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、自立又は、要支援と認定された場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

(4) その他

利用者やご家族などが当事業者や当事業者の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背任行為を行った場合は、文章で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

11. 個人情報の保護について

事業所は、利用者及び利用者の個人情報を適切に取り扱うことは、介護・介護予防サービスに携わるものの重大な責務と考え、事業者が保有する個人情報に関して適正かつ適切な取り扱いに努め、個人情報に関連する法令その他関係法令、厚生労働省のガイドライン及び当社プライバシーポリシーを遵守します。

- ① 業者及び事業所の従業員は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を洩らしません。
- ② 業者及び事業所の従業員であったものは、退職後も正当な理由なくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を洩らしません。
- ③ 事業所では利用者の医務上緊急の必要がある場合又は、サービス担当者会議等で必要がある場合、必要な範囲内で利用者又はご家族の個人情報を利用します。

12. サービス内容等に関する苦情・相談について

サービスの内容等に苦情・相談がある場合は、下記の窓口にご連絡下さい。

【事業所窓口】 ケアンド松戸 居宅介護支援センター	所在地	千葉県松戸市日暮 6 丁目 32 番地 シーバード I 101 号室
	担当者	笹岡 玲子
	TEL	047-710-6722
	FAX	047-710-6723
	受付時間	9 : 00～18 : 00

☆その他、お住まいの市・区役所および国民健康保険団体連合会においても苦情申し出等できます。

千葉県国民保険団体連合会	介護保険課	043-254-7409
	苦情処理係	043-254-7428
松戸市	介護保険課 給付班	047-366-7067
市川市	介護保険課	047-704-0282
柏市	高齢者支援課	04-7167-1135
鎌ヶ谷市	介護保険係	047-445-1380
船橋市	介護保険課	047-436-2302
流山市	介護支援課	04-7150-6531
葛飾区	介護保険課	03-5654-8246
江戸川区	介護保険課	03-5662-0309
三郷市	長寿いきがい課	048-953-1111

13. 記録の保管について

(1) 用紙で保管する場合

- ・ 鍵のかかる保管場所に保管します。外部に持ち出す場合は、持ち出し記録簿に記入し管理します。
- ・ 保管期間はサービス提供終了から 5 年間、請求にかかる資料とその請求の根拠となる記録は 5 年間保管します。
- ・ 記録の閲覧及び実費を支払っての写しの交付は、本人及び家族に限り可能です。
- ・ 保管期間が終了した書類についてはシュレッダーにかけた上で破棄します。

(2) 電子媒体で保管する場合

- ・ 利用者データを保存するパソコンは、ログイン時パスワードを求める等のセキュリティを設定し、利用者のデータに対してアクセス権限のない第三者が不正にパソコン操作を行えないようにします。
- ・ データの閲覧、利用に関して、データアクセス時にパスワードを要求する等のセキュリティを設定し、許可された者のみアクセスできるようにします。
- ・ 外部へのデータの持ち出しは禁止し、保管期間が終了したデータはパソコンより消去します。

1 4．損害賠償

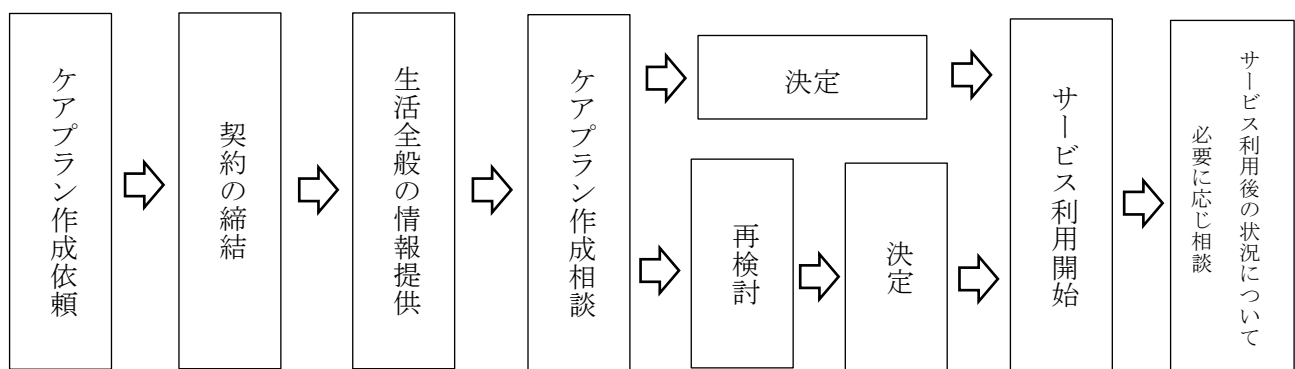
サービス提供にあたり事故が発生した場合は、事業所に故意・過失がない限り、利用者の受けた損害は賠償しません。

ただし事業所に故意・過失があった場合、事故の発生につき、利用者の重大な過失がある場合には損害賠償の額を減じることができます。

1 5．その他

事業所に対する質問・要望等については、事業所として適切に対応します。

利用者の居宅介護支援の申し込みからサービス利用開始までの流れ



1 6．利用料金

※料金表、加算等は別紙に記載

(交通費)

サービス提供地域の方は、指定居宅介護支援に要する交通費は無料です。それ以外の、事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費については、利用者の同意を得てから実費を請求させていただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とします。

- ① 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道10キロメートル未満 0円
- ② 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道10キロメートル以上 500円
- ③ コインパーキング等の駐車場を利用した場合の駐車料金は、実費を請求させていただきます。(実施地域を超える場合)

1 7．サービス割合

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りである。

※別紙に記載

18. 居宅介護支援に係る事業所の義務について

- ・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。
- ・介護支援専門員は指定居宅サービス事業所等から利用者に係る情報の提供を受けた時、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。
- ・介護支援専門員は、利用者は訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師(入院中の医療機関の医師を含む)又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- ・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めること、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事ができます。

19. 感染症の予防及びまん延の防止

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シュミレーション)の実施等取り組みます。

20. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

男女雇用均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組みます。

21. 業務継続計画(BCP)の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的 to開催するなどの措置を講じます。

22. ご利用者様へのお願い

ご自宅でペットを飼っているご利用者様は、介護支援専門員が訪問時にはケージにしまう又は別室へ移していただけますようお願い申し上げます。